

農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月5日(水)10時00分から11時05分
2. 開催場所 役場2階 大会議室
3. 出席委員(14人)

会長	1 番	野澤 典生
会長職務代理	2 番	飯澤 清成
農業委員	3 番	青木 博子
	4 番	島田 美知恵
	5 番	赤羽 道子
	6 番	高井 学
	7 番	横川 又司
推進委員		中村 良治
		伊藤 信一
		唐澤 秀明
		吉江 森男
		小松 英幸
		有賀 則幸
		有賀 米吉

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第3号 農地利用配分計画(案)について

議案第4号 非農地の承認について

議案第5号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告事項 (1)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(2)農地法第18条第6項の規定による届出

(3)農業振興地域整備計画の軽微な変更について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 野澤 隆生
役場産業振興課農政係 松田 馨司
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の内容

<丸山事務局長>

皆さんお集まりかと思いますが、本日 10 時から緊急地震速報の訓練が行われるよう
で防災無線等が鳴るかもしれませんが、あくまでも訓練でございますのでご承知おき
いただければと思います。

それでは開会の言葉を飯澤代理お願いいたします。

(開会)

<飯澤職務代理>

皆さんおはようございます。最近はどうだ、冷えてきて氷点下もあり、また霜も
降りたのかなという風になって、もう冬到来というような感じで、皆さんにはご健康の方
を気を付けていただきながら日々の活動の方をお願いできればと思います。では辰野
町農業委員会総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。それでは会長あいさつ野澤会長お願いいたします。

(会長あいさつ)

<野澤会長>

皆さんおはようございます。先般の北部 3 町村の交流会で皆様にご参加いただきま
した。誠にありがとうございました。あの会は毎年持ち回りでやっておりますので、来年
南箕輪、再来年はまた辰野町ということで、辰野町はたまたま農業委員会の 3 年目に
あれを主催するということになります。皆さんお話聞いているかと思いますが、前回の辰
野町はしだれ栗でマレットゴルフを雨の中で行いました。その後かやぶきの館で懇親
会ということでした。そういうことですので、一応ご承知おきをいただければと思いま
す。

本当に昨今高市政権に日本が変わりまして施政方針演説等々説明もありました。ま
た北部の 3 町村の中ではですね、宮下国会議員さん、先生が来て、今の先生は農政
関係の責任者というか懇談会の会長ですので、いろいろ事細かくお話を頂戴しまし
た。その中でですね、食料自給率を上げるためにとか、荒廃農地の対策とかいろいろ

お話ありました。またその中で4つの今やらなきゃいけないことということで、スマート農業の件、それから基盤整備の件、最後には農産物の輸出ということで、お考えをお話しいただいた中で、さらにその中で今私達が進めている地域計画のブラッシュアップということで最後お話がありました。

私達がやることは今農業委員会として農業の関係、行政の関係を自主的にするのは農政係の方でやるんですが、私達はその審議委員会ということですので、ちょっとその辺についてはですね、農政係と一緒に私達がしっかりとその職務をされなければいけないということを再確認をしたなと思っております。

ただ、いかんせん前小泉農水大臣から鈴木農水大臣に変わってですね、何か米の政策が変わるわいろいろ変わるわで、昨日もちょっと気になってですね、国会の、午後はテレビのNHKの報道見てますと、農政関係はほとんど話題にも乗らずに、どうなるんだらうなってちょっと感心をもって見ていたわけですが、農政についてはほとんど何も質疑もなく終わりました。

とはいえ私達現場はもうそれをしていかなければならないということで、この間の北部の3町村の懇談会でも辰野町の方方向性ちょっとお話しましたけども、まだまだ担い手さんに集積されてるのが辰野町27%ということで、まだ240haぐらいいしか集積されていない。あとはですね、残された農地、その中で家庭、もしくは家庭菜園、もしくは兼業農家で10年後もやられるよという農地は構わないんですが、それ以外の農地をどうするかということで、これからもう私達のこの任期が一番正念場になるかと思います。

ぜひですね、そのところをご理解いただいて皆さんにはこれから、また野澤補佐の方からも話がありますが、懇談会もまだやっていかなければなりませんので、ぜひとも皆さんにはそのところご理解いただいて、ご協力をいただきたいなと思います。ちょっと長くなりましたがそんなことで今日の農業委員会となりますけども、よろしくご審議のほどお願いします。

<丸山事務局長>

ありがとうございます。それでは3番の議事録署名委員の指名を会長お願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<野澤会長>

今日の署名人は7番の横川さん、3番の青木さんをお願いいたします。

<丸山事務局長>

よろしくをお願いいたします。それでは4番の議事に入ります。規則第6条によりまし

て議長は会長でお願いいたします。

(議事)

<野澤会長>

はいそれでは議事に入りたいと思います。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてということで各案件ごとに説明をいただきます。野澤補佐からお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について】

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字辰野…番、地目は畑、面積99㎡を、

大字辰野…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、高齢のため農地の維持管理が困難であり、このたび近隣にお住まいのBさんがAさん所有の原野と合わせて取得し、耕作されるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、吉江推進委員、唐澤推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

報告申し上げます。10月の17日に代理人の行政書士大槻様と唐澤委員と吉江で会合いたしました。場所はその現地でございます、〇〇の斜面でございます。

今回移転するのは3筆ということなんですが、その中の一つが今の…番の畑でございます。99㎡。それで譲り受けるB様はその畑を取得後、自家用野菜を作付けする予定ということで、農機も所有しておられます。境界確認でございますが、ちょうど四角系の土地でございます、3ヶ所は確かに見えたんですが、1ヶ所は杭そのものは見えなかったんですが、農地としての境界は明らかと思いました。

それから周辺への影響というところでございますが、譲渡人の管理がちょっと不十分なところがあったかと思えます。それで多少荒れているんですが、畑として使うための

復旧は可能であると思われました。

耕運機と草刈り機を持って家族で農業しておられるということで、申請上問題もないとしまして意見書に署名捺印いたしました。以上です。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして何か質問ご意見ありましたら挙手をお願いします。ないようですのでこの件について採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの C さんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は田、面積899㎡および、

大字伊那富…番、地目は田、面積525㎡および

大字伊那富…番、地目は田、面積734㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいの D さんが譲り受けるものです。

譲受人の D さんは、貸借にて耕作していた農地を返還することになり、代替地を探していたところ、譲渡人の C さんより譲り受けることとなり、今回の申請となりました。

申請地は、〇〇さんが耕作されていましたが、譲渡人の C さんが所有権の移転を望んでおり、〇〇さんも合意のもと解約をしたうえで手続きを進めることとなりました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

報告いたします。10月18日土曜日でありますけれども、16時頃から立ち会いを行いました。島田さんそれから私、司法書士の川村先生が立ち会いました。それから途中でですね、田んぼで草刈りをしていた D さんも加わって4人で見てもらいました。場所は、国道を行くと△△がありますけどもその北側です。

今回3筆ありますけれども、譲渡人の C さん、この方は3年ぐらい前に父親が亡くなって、息子さんはあまり農業が嫌いではほとんど農作業に手を出さないということで、お母さんが心配して土地を手放すことにしたようです。

Dさん78歳、こちらは現在パート等で生計を立てているということです。現在も畑を作ったり田んぼ作ったりして農業機械の経験もございます。

この3筆ありますけども、この土地は以前お父さんのCさんという方が別の方から無償で譲り受けた土地、田んぼだということで、あまり土地に未練がないということで、今回手放すことにしたようであります。

Dさんはですね先ほど話がありましたけれども、機械設備等は一式揃っておりますし、十分パートタイム等の仕事をして、農業に割く時間はあると思います。懸念事項としては、Dさんは結構高齢でありまして、農業後継者もあまり望めないということがありますので、当初の継続というところには課題はあると思います。特に大きな問題がないということで、意見書に捺印をしております。ご審議をお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。なければこの件について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について】

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

神奈川県川崎市…番地にお住まいのEさんが所有いたします、

大字平出…番、地目は田、面積1157㎡を、

茅野市…番地にお住まいのFさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のEさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいで耕作管理の予定もなく、農地の有効活用を考慮しておられました。

譲受人のFさんは現在町外にお住まいですが、仕事の都合で辰野町へ移住することとなったため、申請地を取得し、住宅を新築したいということで申請がありました。

また、申請地は1157㎡と広い農地ではありますが、駐車スペース、家庭菜園、ドッグラン等、有効的な活用をされるということです。

申請地は、宅地と山林に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、申請地が最適であり、位置的代替性がな

く、許可はやむを得ないと判断いたします。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年11月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、赤羽委員、有賀則幸推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

すみません、ちょっとこの点、前回の協議会で指摘されたところを松田さんお願いします。

<事務局松田>

今回の1番の所有権の移転についてですが、前回の総会後の協議会で、南側の通路等についてのご指摘をいただきました。その件についてですが、舗装してないところが南側のところですが、こちらは町道でありました。また家を建設できるように、現在の幅が2mでしたが、こちらは4mの幅に建設する予定で建設水道課の方とは話が現在進んでいる状況です。以上です。

<有賀(則)推進委員>

10月15日ですか、赤羽さんと土地家屋調査士の清水さんで確認をいたしました。

話の内容は事務局さんから話した通りなんですが、今話されたように周辺の道路は全て町道であるということで確認はされています。それでですね進入路は今現在3mなんですが、その3mでは工事ができないということで、鉄板を引いて工事を進めたいといった話が出されております。

それで以前に問題が出されました、4m以上ないと住宅とか建造物ができないのではないかという心配の点なんですが、これ4mというのは緊急車両が通行する場合に安全に通行するということで確保することが条件であるような、建築基準法の条件ではあるようなんですが、ここ3mですので町道であり、また勝手に拡幅はできないということでもって鉄板を引いて行くと。これ幅員の中心から2m以内に建造物を建ててはいけないという何か決まりがあるようですので、それを守って住宅を建てるように計画をされております。

あとですねこの清水さん、だいぶ辰野町と関わりがあるようで、いろんな条件をクリアして今までもやってきてるようですので、別段問題はないかということでもってサインをしてきました。

あと改めて見ると土地がだいぶ広いですので、家庭菜園とかですね奥様が動物が好きなもんですから何かそこら辺のスペースを考えているようです。以上ですお願いします。

ます。

<野澤会長>

ありがとうございました。それではこの件につきまして、ご意見ありましたらお願いいたします。なければこの件について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手) ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

岡谷市…番に所在する、有限会社 G が所有いたします、
大字伊那富…番、地目は畑、面積585㎡を、
大字伊那富…番地にお住いの H さんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

この件につきましては、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の有限会社 G は、社宅として令和7年4月9日に5条の許可を受け権利を取得しましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は継承者である H さんが取得し、住宅を新築する計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、また、計画変更であることから地域計画からの除外も必要なく、原則許可で問題ないと判断します。

また、今回の譲渡人である有限会社 G は、令和7年4月に許可を出したばかりであり、短期間での計画変更であることから、代理人を通じて口頭での注意をいたしました。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<島田委員>

はい、報告いたします。この件につきましては野澤補佐からお話があったように、4月の9日の日に公告審議されて承認された件が元になっております。その当時は3月11日の日に現地確認をされまして、住宅、従業員用の社宅を建てるということで承認をされた経緯であります。

それが今回所有権の移転と変更にかかったわけでもありますけども、10月の16日木曜日16時30分から雨の中、立会いをして参りました。横川委員とそれから行政書士の原田さんという女性の方です。そして H さんですね。いらっしやいまして立会いをし

て参りました。

内容といたしましては、譲渡人は会社の事業安定のために申請地に社宅を建築し、従業員を住ませる予定で造成に着手していたようですけれども、事業計画の変更により断念したので、転用者の地位を譲受人に渡したという、継承したということでありました。Hさんと会社の関係性はですね、Gさんですかね、何か下請け会社だとか何か多少会社同士の関連があるようなことは言っておられました。ただ、細かい内容等はちょっとそこまで踏み込んでなく申し訳ない、確認をしておりますませんが、何らかの関係はあった方のようにあります。

今住んでいるHさんの住宅は次男さんに住ませて、今度次のセカンドライフをこの新しく建てるお宅に夫婦でお住まいになって、そしてお孫さんの送迎とかとても立地条件としては学校小学校に近いもんですから、とても都合がいいからそこに住みたいという要望でありました。もう既に造成されておまして、承認という形になるのかなと思って確認をしてみいました。以上です。よろしくお願いいたします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。この件についてご質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですのでこの件について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積297㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地に所在する株式会社 J 不動産が取得し、住宅敷地を拡張し、庭と駐車場を新設するための申請であります。

譲渡人のIさんは高齢のため、娘さんの近くへ引っ越される予定でおり、現在お住まいの住宅とともに申請地を売却したいということです。

譲受人のJ不動産は、宅地建物取引業者の免許を有し、箕輪町で不動産業を営んでおり、このたび住宅や倉庫をリフォームし、申請地とともに売却をしたいということで申請がありました。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年11月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

報告いたします。先ほどもありました島田さんの案件のあと、引き続き立ち会いました。10月16日木曜日16時45分くらいです。島田さん、それから土地家屋調査士であり行政書士の中坪さんが入りまして立ち会いを行いました。またその後自宅におりましたIさんともお話ができました。

この場でこれはですね、4月に我々が田畑5筆を立ち会いをした経験がありまして、5月の総会にかけて承認されたわけでありますけれども、その本人のIさんです。今回は屋敷ですね、屋敷を譲渡する。その一角に畑がありますので、それを農地転用をしたいという申し出であります。

場所は宮木の〇〇のちょっと南側という場所。近くに信号がありますけれども、その南側のちょっと県道を下ったようなところでありまして、本当に屋敷内でありまして、塀に囲まれているような畑であります。そこを一部駐車場や庭に変更したいと、あるいは一部家庭菜園をしたいという、J不動産が住宅開発をするということであります。

Iさんも話しましたが、娘さんが暮らす安曇野にアパートを借りて夫婦で暮らすということのようです。思い切ってですね、思い切ったことをしたというようなことを感じました。その後その土地も建物も空き家として、子供たちにとっては非常に負の遺産になるわけでありますけれども、誰かに譲って使ってもらって、というようなことを判断して手放すことにしたようです。

塀の内でありまして、国道といいましょうか県道がありますので、特に杭等は問題はないと思いました。そういうことで現地確認後意見書にサイン押印をしました。ご審議をいただきたいと思います。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたらこの件について採決を取りたいと思います。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのKさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積31㎡を、

大字伊那富…番地にお住いのLさんが取得し、住宅敷地を拡張し、通路を新設するための申請であります。

譲受人のLさんは、住宅南側の県道拡張工事に伴い、現行の農業用倉庫を取り壊すことになり、新たに住宅北側へ新築する予定であります。これにより農機具等の通行に必要な通路が必要となったため、申請地を取得するということで申請がありました。

申請地はJR〇〇駅から概ね300m以内の、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年9月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

10月18日に司法書士の根橋さん、それから野澤会長と私、それから譲受人譲渡人の両者の代理の方ですけれども両方の方に立ち会っていただいて、5人で現地を確認しました。

譲受人の方ですね、今△△踏切というところの××という県道があるんですけども、そこの拡張で自宅の一部を提供したことによりまして、宅地内の蔵とか何かあったんですけどもその辺を移動したりとか、それから場所が狭くなったとのことですよ。

譲受人のLさんは親子で二世帯で家建てて住んでるんですけども、奥の方に息子さんが住んでまして、そこに今までは車停めなくて済んだんですけども、道路のところへ車停めてたんですけど、そこは狭くなっちゃったということで、奥の方にも車を停めるようになっていうことで、そのためには今の通路は狭くて車通れないんで、その分の1mぐらい譲渡人の方から畑を提供していただいてということで話をしたようです。

一応2人で相談させて了解されたということで今回の申請だったわけですけども、境界についてはですね、現在の畑のところ一部を分筆するような形になっておりましてしっかりとその辺は測量されておって問題ないと思います。

農業的にはですね、お隣同士、畑と住宅なんですけども、境界が1m出たということだけで特に農作業には影響なく問題ないと思います。ということで特に本申請には問題ないと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。

す。ないようですのでこの件４番について採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第２号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

＜野澤事務局次長＞

農地中間管理事業に関しまして、計12件、18筆の利用権の設定であります。
詳細は議案書9ページ～10ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と17筆、15,947.38㎡について5年2ヶ月の使用貸借権を、1筆、1,222㎡について5年2か月の賃借権を設定するものです。

続きまして・・・(第3号へ)

【議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

＜野澤事務局次長＞

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じ9ページ～10ページをご覧ください。

株式会社Mへ4筆、5,083㎡について5年2ヶ月の使用貸借権を、

Oさんへ1筆、1,222㎡について5年2か月の賃借権を、

同じくOさんへ3筆、1,621㎡について5年2か月の使用貸借権を、

Pさんへ2筆、1,548㎡について5年2ヶ月の使用貸借権を、

Qさんへ2筆、551.38㎡について5年2か月の使用貸借権を、

Rさんへ2筆、2,508㎡について5年2か月の使用貸借権を、

Sさんへ3筆、3,636㎡について5年2か月の使用貸借権を、

Tさんへ1筆、1,000㎡について5年2か月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と担い手のみなさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べるができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

なお、今回の審議分につきましては、既に協議会で協議済みです。

<野澤会長>

ありがとうございました。まず議案第2号の農地利用集積計画についての審議を行います。何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。はい、どうぞ島田さんお願いします。

<島田委員>

すみません基本的なことを教えていただきたいんですけども、使用貸借権と賃借権ありますね。これそれぞれ例えば、貸し手側がそれを選んで、その条件でどちらかに選んでいただくという形なんでしょうか。すごく単純に見ると、これお金で借りる方もいれば、使用貸借だけで行く人がいて、その中で条件がどれだけ、解約する場合の条件とか微妙にきつと変わってくるんでしょうけれども、そういうことを含めてそういう最初の取引のときの段階、どういう話になるのか、基本的な部分ですけど教えていただきたいと思います。お願いします。

<事務局松田>

まずこちらの使用貸借権と賃借権の決め方というかその判断については、基本的には所有者さんと耕作者さんの方での話し合いの上で決めていただいて、例えば場所によっては水利権だけでもいいのでお支払いをしてもらいたいよっていう所有者の方がいらっしゃれば、耕作者さんの方でも金額とかをお決めになって、賃借権で、中間管理では、このくらいの支払いをしようっていうような感じで、こちらの方にいただくというような感じになっております。

<野澤会長>

私も西部土地改良区の会計とかやっていますが、やはり賦課金というものが相当の金額になります。金額って言っても10万20万というわけじゃないですが、1年間に10アールあたり5000円とか、そういう賦課金が発生しています。ですので今使用貸借権でやっちゃうと、結局地権者の方はその固定資産税と賦課金、それを持ち出しという形になります。

ここからはたつの営農の関係の中村さんに振りたいんですけど、たつの営農としては、一応そういうものも全て0にしてくれということで今しているということで、中村さんいいですか。

<中村推進委員>

相手方によって金額が違ったり色々しているので、その辺は統一したいというようなそんな部分もあったりして。5000円を0にっていうような、そんな話もあるようです。

<野澤会長>

ありがとうございます。ということで現状使用貸借だと、地権者の方が貸すんだけど、固定資産税と賦課金が発生すれば全部地権者の方が持ち出すと。なのでそれをせめてそこまでは欲しいという方は、そういう話をされるかと思います。

<小松推進委員>

ちょっと具体的な農地所在地のところの地目っていうのは、これ登記簿のなんですか。9 ページの左の方の農地所在地で地番があってその横に地目、現況とあるけど、地目っていうのは登記簿？

<事務局松田>

地目っていうのは登記簿の方を取ってますね。

<小松推進委員>

宅地の登記簿でもこういうのに該当して、中間管理ってやるんですか。宅地も畑で使うということですか。

<事務局中澤>

登記簿上宅地であっても、現状農地として、何らかの理由で家が建てられなかったという場合もありますし、家を建てた後に取り壊して、現在は農地として使っているっていう方もいらっちゃって。

<小松推進委員>

別に何でもみんな借り手と貸し手がいれば、宅地であろうが何であろうが中間管理は関係なくて。

<事務局中澤>

宅地であっても原野であっても、例えば山林開拓してやったとしても、中間管理事業としては現況を見ます。

<小松推進委員>

宅地って初めて見たような気がするんだ。珍しいなと思って。

<野澤会長>

小松さんよろしいですか。その他に何か質問ご意見ありましたらお願いします。なければまず議案第2号について採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

議案第3号について進めたいと思います。議案第3号は2号といろいろ質疑がありましたが、その他に意見ご質問あれば挙手の上お願いいたします。ないようでしたら

3号の農地利用配分計画案について採決を行います。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第4号、非農地申請について】

＜野澤事務局次長＞

非農地証明書の交付申請であります。

1番、詳細は議案書12ページ、地図は11ページをご覧ください。

大字澤底…番地にお住いのUさんが所有いたします、

大字澤底…番、地目は畑、面積1201㎡と、

大字澤底…番、地目は畑、面積933㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は昭和61年に資材置場として転用することなく法人に貸しており、以降、数社の法人が使用している状態です。申請者は平成28年に相続していますが、貸し出した経緯については聞かされておらず、現在の状態になっているとのことです。

既に課税も資材置場となっており、農地に復元するのは容易ではなく、今後農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、青木委員、有賀則幸推進委員にご確認いただいております。

＜有賀(則)推進委員＞

10月13日に、青木さんと行政書士の川村さんで確認をしてまいりました。

今お話がありましたように、もう資材置き場としてだいぶいろんなものが置かれてまして、とても農地には復元できないような状態でありました。

その土地を貸した経緯は今話がありましたようにわかりませんが、とても今言ったように農地には復元ができないということでもって非農地申請をしたいということで、やむを得ないかと思いますのでサインしてまいりました。よろしくお願いします。

＜野澤会長＞

ありがとうございました。この件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですのでこの件について採決をとりたいと思います。これについて賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

＜野澤事務局次長＞

2番、詳細は議案書12ページ、地図は12ページをご覧ください。

伊那市東春近…番地にお住いのVさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は畑、面積115㎡と、

大字横川…番、地目は畑、面積581㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は申請者のおじいさんの代の時は桑畑として使われていたようですが、申請者が平成23年に相続したときは既に山林化していたということです。

農地に復元するのは容易ではなく、今後農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、飯澤代理、伊藤推進委員にご確認いただいております。

<飯澤代理>

はい、報告いたします。10月28日に伊藤さんと現地に出向きました。

ただここはもう既に原野化っていうんですかね、山林で木で覆いつくされており現地までたどり着けず、したがってとても農地であるというところまで確認できなかったというところで、現状に合わせた形での変更が必要な場所の一つであるなというふうに思っております。

公図もありましたので、現場に行かなくてもこの公図に基づいて手続き上できるということでしたので、そんな状況ですから現状への変更という位置づけでサインをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございます。この件につきまして質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですのでこの件について採決をとります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第5号、農業振興地域整備計画の軽微変更について】

<野澤事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更ではありますが、こちらは軽微な変更ということで農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。

農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出等軽微な変更に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能の案件とされております。農業振興地域整備促進協議会

は、次回3月開催予定であります、申請者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、ご審議いただくこととさせていただきました。

自己所有の土地での農業用施設への転用に関しては、「農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出」が必要となりますので、用途の変更が承認されましたら、届出書類を受理し、来月以降の総会の報告事項とさせていただきます。

それでは申出の概要であります。

詳細は議案書14ページ、地図は13ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住いのWさんが所有いたします、

大字小野…番、地目は田、面積2390㎡のうち28㎡を、

農業用倉庫として利用するための申出です。

申請地が住宅より離れていて、現地で農業を継続するにあたり農業用機械の置場が必要となったため、新たに農業用倉庫を建築することによる用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

この件につきましては、中村推進委員、飯澤代理から意見書をいただいております。

<中村推進委員>

はい、10月の16日午後5時から飯澤代理と現地の確認をいたしました。現在農業用機械については自宅の方に保管しているところでありますけれど、自宅については乗用車の車庫として使用して行くということで、いつも農業をするについては自宅からこの田んぼに農機具を運んでいたというところでありますけれども、自宅の方の倉庫がなくなるということで利用しやすい一角に農業用倉庫を建てて、農業の方をしていきたいということであります。よろしくお願いいたします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。この件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に入ります。この件について賛成の方の挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

報告事項

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、前回

の総会にて農業振興地域整備計画の軽微変更のご審議をいただいた2件、議案書の15ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、解約の届出計6件、議案書の15ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計8件、議案書の16ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。全体通じて質問ご意見なければ議事は以上にて終了します。お返ししますのでお願いいたします。

<丸山事務局長>

会長議事進行どうもありがとうございました。それでは5番のその他になります。事務局の方よりお願いします。

<事務局中澤>

○次回委員会総会開催日

日時:令和7年12月2日(火) 10時00分

場所:消防庁舎2階 中会議室

<丸山事務局長>

事務局からは以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次回は12月2日10時から会場が消防2階の中会議室になりますので、お間違いないようお願いいたします。

それでは閉会を飯澤代理お願いいたします。

(閉会)

<飯澤代理>

皆様お疲れ様でございました。慎重審議ありがとうございました。これで総会の方閉会にさせていただきます。ありがとうございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、
これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印